

佐賀県訓令甲第8号

本 庁  
現地機関

佐賀県公印規程（昭和42年佐賀県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公印管守者並びに公印のひな形及び寸法)</p> <p>第4条 前2条に定める公印を管守する者(以下「公印管守者」という。)並びに公印のひな形及び寸法は別表のとおりとする。ただし、<u>第2条第2項の公印管守者並びに公印のひな形及び寸法は、そのつど定める。</u></p>	<p>(公印管守者並びに公印のひな形及び寸法)</p> <p>第4条 前2条に定める公印を管守する者(以下「公印管守者」という。)並びに公印のひな形及び寸法は別表のとおりとする。ただし、<u>公印の寸法について、これにより難いときは、その都度定める。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の公印管守者並びに公印のひな形及び寸法は、その都度定める。</u></p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。